

令和元年7月24日

令和元年第7回玉川村農業委員会会議録

玉川村農業委員会

令和元年7月24日玉川村就業改善センター産就室に於いて第7回玉川村農業委員会を開催した。

◎ 出席委員 (農業委員)

(18名)

- | | |
|-----------|---------------|
| 1番 高林きくみ | 11番 関根 春雄 |
| 2番 石森 博信 | 12番 角田 守之 |
| 3番 渡邊 利秋 | 13番 眞弓 泰行 |
| 4番 須藤 安昭 | (農地利用最適化推進委員) |
| 5番 関根 恵二 | 吉田今朝雄 |
| 6番 石井 清藏 | 矢吹 洋一 |
| 7番 小針 金之 | 草野 壽幸 |
| 8番 佐久間悦男 | 宗形 辰一 |
| 9番 草野 陽子 | 石森 三男 |
| 10番 阿部金四郎 | |

◎ 欠席委員 14番 鈴木 好市、草野光徳推進委員

◎ 職務のため委員会に出席した事務局職員の職氏名
事務局長 須田 潤一 係長 増子 広行

- ◎ 本日午後1時30分、須藤職務代理が開会を宣言した。
◎ 玉川村農業委員会憲章の斉唱。
◎ 会長あいさつ。
◎ 本日会長より提案した議案、別紙のとおり。
◎ 慣例により会長が議長となり、議事録署名人について次の2名を指名した。
4番 須藤 安昭 5番 関根 恵二

- ◎ 議 長 それでは議事に入ります。議案第20号農地法第4条第1項の規定による許可申請可否決定についてを議題といたします。事務局より説明をお願いいたします。

(朗読・説明)

- ◎ 議 長 次に議案第20号番号1の調査員 関根恵二委員から、調査報告をお願いいたします。

- ◎ 5番委員 (関根 恵二) 議案第20号番号1について、調査結果を報告させていただきます。7月16日、宗形辰一推進委員、事務局2名とともに現地確認をいたしました。

申請地は、南須釜字小半弓■■番■、■■番■、■■番■の3筆であります。場所は議案書を参照して頂きたいと思っております。

現地確認後、申請人の■■■■さんに話を伺いました。

今回の申請は、4月総会時に農振除外について意見決定したものの転用案件です。

■■さんは、現在の住居が古くなった事から、住宅の建て替えを計画いたしました。

その際、これまで農作業用通路として使用してきた申請地の■■番■、■■番■、■■番■を住居への進入道路として使用するため、今回、農地法第4条の申請を行ったそうです。

申請地は、地形的条件を勘案すると第2種農地に該当すると思われ、

転用が可能であります。

また、従前からの農作業や日照等の営農条件についても特に影響はございません。

以上で調査報告を終わりますが、皆様の慎重審議をお願いいたします。

◎ 議 長 ただいま調査員の関根委員から調査報告がございましたが、ご意見やご質問等がある方はお願いいたします。

◎ 12 番委員 4月に農振地域の除外申請があった所ですが、その時の地積等が違うよう
(角田 守之) でありますが、いかがでしょうか。

◎ 事 務 局 4月の段階では、110.76㎡で小数点第2位までありましたが、今回小数点以下を切り捨てしております。

また、前回農振除外した農地は■■番■で、■■番■と■■番■は農振地域ではありません。今回3筆全てを道で1本にしたいという事で農地転用の申請があったものです。そういう理由で、4月総会時の内容とは少し変わっております。

◎ 議 長 その他ございませんか。

(なしの声あり)

◎ 議 長 それではご意見ご質問なしと認め、お諮りいたします。議案第20号番号1を提案どおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎ 議 長 異議なしと認め、議案第20号番号1については、原案どおり可決されました。

次に、議案第21号農地法第5条第1項の規定による許可申請意見決定についてを議題といたします。事務局より説明をお願いいたします。

(朗読・説明)

◎ 議 長 次に議案第21号番号1の調査員、石井清蔵委員から調査報告をお願いいたします。

◎ 6 番委員 議案第21号番号1について、調査結果を報告させていただきます。

(石井 清蔵) 7月16日、草野壽幸推進委員、事務局2名と共に現地確認しました。申請地は、竜崎字大日向■■番■であります。場所は議案書を参照して頂きたいと思っております。

現地確認後、被設定人の■■■■さんと設定人の■■■■さんに話を伺いました。

被設定人の■■■■さんは、現在、会社員として働いておりますが、老後の生活安定のために何か副業しようと考えておりました。そこで、昨今の電力事情、自然エネルギーの将来性を考慮し、太陽光発電による

売電事業が有望だと思い計画しました。

そこで、村内に適当な土地を探しておりましたが、日当たりも良く、ある程度の広さのある当該農地が適当であると考え、■■■さんに相談したところ、お互いの意向が一致したため、今回の農地法第5条の農地転用許可の申請になったとのことでもあります。

申請地は、地形的条件を勘案すると第2種農地に該当すると思われ、転用が可能です。また、今後耕作の予定もなく、転用することにより、日照等、周辺に悪影響を及ぼす恐れはないものと思われ。

両人とも承知しており問題はありません。

以上で調査報告を終わりますが、皆様の慎重審議をお願い致します。

- ◎ 議 長 ただいま調査員の石井委員から調査報告がございましたが、ご意見やご質問等がある方はお願いいたします。
- ◎ 12 番委員 (角田 守之) 今回、竜崎地区に太陽光パネルを設置するという内容ですが、申請しているのは、川辺に住んでいる■■■さんですが、どのような方なのでしょうか。
- ◎ 7 番委員 (小針 金之) ■■■■さんの息子の奥さんではないでしょうか。
- ◎ 事 務 局 そうです。
- ◎ 7 番委員 (小針 金之) 地目が畑で、太陽光パネル設置を認めてしまうと、どこでも認めるようになってしまうのではないのでしょうか。
- ◎ 事 務 局 どこでもいいという訳ではありません。まず、10ha以上の農地が広がる第1種農地だと、太陽光パネルの農地転用はできない事になってます。また、農振地域についても太陽光パネルは認められません。
第2種・第3種であれば、県の許可案件にはなりますが、要件に合致すれば認められます。
- ◎ 12 番委員 (角田 守之) ■■■さんは、だだの会社員なのでしょうか。それともそのような事業に携わっているような会社の社員なのでしょうか。
- ◎ 事 務 局 本人は単なる会社員として、将来を見越して太陽光パネルをあげたいという事で、今後も会社員として働くとの内容であります。
- ◎ 7 番委員 (小針 金之) ■■■■さんは、■■■■■さんの会社で勤めています。
- ◎ 事 務 局 現在、太陽光パネルを取り扱う業者から問い合わせが沢山あります。業者さんには、出来る事なら田畑でやる必要はないのではと事務局では伝えております。
大体、業者が持ってくる話は、農振地域や第1種農地が多く、太陽光パネルは太陽の光を取るもので、農地の場所に適しております。
業者からの相談があるのは主に遊休農地なのですが、そういった場所

を選んできます。

その際には、農地とは別の影響ない土地を選んでいただきたい旨は伝えている所です。

- ◎ 12 番委員 (角田 守之) 今回、申請が出ている農地の脇には既に太陽光パネルがありますね。
- ◎ 事務局 そこは、別の方が設置しております。
- ◎ 12 番委員 (角田 守之) あそこは山林だったんですよね。
- ◎ 事務局 そうです。
- ◎ 4 番委員 (須藤 安昭) 借りて事業をする人の立場もあるんですけども、貸す側の立場も考えなくてははいけません。実際に、農地を遊ばせておくよりも、有効活用したいという方もおります。
事業をする人に対してという話だけでなく、貸す側の事情も汲んであげる必要があると思います。
- ◎ 議長 他にありますか。
(なしの声あり)
- ◎ 議長 長 ご意見ご質問なしと認め、お諮りいたします。議案第 21 号番号 1 を提案どおり決定することにご異議ございませんか。
(「異議なし」の声あり)
- ◎ 議長 長 異議なしと認め、議案第 21 号番号 1 については、原案どおり可決されました。
次に、議案第 22 号農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請可否決定についてを議題といたします。事務局より説明をお願いいたします。
(朗読・説明)
- ◎ 議長 長 次に議案第 22 号番号 1 の調査員、須藤安昭委員から調査報告をお願いいたします。
- ◎ 4 番委員 (須藤 安昭) 議案第 22 号番号 1 について調査結果を報告します。
7 月 18 日、矢吹洋一推進委員、事務局 2 名と共に現地確認しました。
申請地は、小高字中畷■■番■です。場所は議案書を参照してください。
現地確認後、譲受人の■■■■さんと譲渡人の■■■■さんに話を伺いました。
譲受人の■■■■さんは、譲渡人の■■■■さんの実弟であります。
■■■■さんは、現在、須賀川市営住宅に居住していますが、どこか

へ住宅の新築を考えておりました。

そこで、実家のある玉川村内に適当な土地を探していた所、村道に接し、上水道本管も隣接している■■さんの農地が適当であると考え、相談した所、お互いの意向が一致したため、今回の農地法第 5 条の農地転用許可申請になったとの事です。

申請地は、役場から 300m以内にある事から第 3 種農地に該当し転用が可能であると思われます。

また、雨水は当該農地の西側部分に側溝を設置して村道側溝へ、汚水は合併浄化槽を経由して村道側溝に流す計画をしております。

兩人ともに承知しており問題ありません。

以上で調査報告を終わりますが、慎重審議をお願い致します。

- ◎ 議 長 ただいま調査員の須藤委員から調査報告がございましたが、ご意見やご質問等がある方はお願いいたします。

(なしの声あり)

- ◎ 議 長 ご意見ご質問なしと認め、お諮りいたします。議案第 22 号番号 1 を提案どおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

- ◎ 議 長 異議なしと認め、議案第 22 号番号 1 については、原案どおり可決されました。

次に、議案第 23 号 非農地判断についてを議題といたします。

事務局より説明をお願いいたします。

(朗読・説明)

- ◎ 議 長 ただいま事務局より説明がございましたが、ご意見やご質問等がある方はお願いいたします。

(なしの声あり)

- ◎ 議 長 ご意見ご質問なしと認め、お諮りいたします。議案第 23 号番号 1 を提案どおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

- ◎ 議 長 異議なしと認め、議案第 23 号番号 1 については、原案どおり可決されました。

次に、議案第 24 号 農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。事務局より説明をお願いいたします。

(朗読・説明)

- ◎ 議 長 ただいま事務局より説明がございましたが、ご意見やご質問等がある

方はお願いいたします。

(なしの声あり)

- ◎ 議 長 ご意見ご質問なしと認め、お諮りいたします。議案第 24 号番号 1 を提案どおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

- ◎ 議 長 異議なしと認め、議案第 24 号番号 1 については、原案どおり可決されました。

本日の議事は以上でございます。次に番号 6 のその他に入ります。

(事務局より「その他」の事項についての説明を行う。)

6 その他

1 次回総会日程(案)

- ◎ 事務局 次回の総会は令和元年 8 月 23 日の金曜日、午後 1 時 30 分から場所は玉川村役場北庁舎 1 階会議室を予定しております。

2 第 12 回玉川村役職員親善スポーツ大会の開催について

- ◎ 事務局 8 月 18 日日曜日、午後 1 時 50 分にたまかわ文化体育館集合。その後の懇親会も含め、出欠について会議終了後報告をお願いします。

3 公務災害補償制度の加入について

- ◎ 事務局 A 型に加入するので、一人当たりの保険料 1,000 円を 8 月 23 日までに事務局へお渡してください。

4 荒廃農地の発生・解消状況に関する調査について

- ◎ 事務局 7 月下旬～10 月 15 日の期間で実施。昨年同様のグループ編成で、くれぐれも誤りのないようお願いします。

- ◎ 会 長 それではその他に無いようでありますので、以上でその他を終わりといたします。

7 閉 会 渡邊職務代理者